

大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務

公募型プロポーザル募集要項

平成30年5月

大和高田市

大和高田市新庁舎建設に向けて

新庁舎建設事業は、老朽化が進む現庁舎を新たに建て替えるものです。しかし、私にはこの事業に対して、大和高田市の未来に託す2つの想いがあります。

ひとつは、新庁舎建設を通して、本市の新たな“誇り”となる施設を整備することです。

振り返ると、今から55年前、新たに建った現庁舎は、当時としては斬新なガラス張りの建築でした。周辺には田畑が広がっていたため、夜には遠くからでも庁舎の明かりが見えました。斬新さと、夜になるとこのまちを明るく照らす現庁舎は、当時、このまちのシンボリックな建築物として、市民の“誇り”となる建物だったのです。

私が市長となった15年前、本市は財政面でひっ迫し、市民がこのまちに誇りを持てる状況とはいえませんでした。そこで私は、「元気な高田、誇れる高田」をスローガンに掲げ、市政改革を進めてきました。そして、ようやく庁舎を建替えようとするまでに財政面を回復させることができました。それゆえに、新庁舎は、私が掲げるスローガンにもあるように、また、現庁舎が過去に果たしたように、市民の“誇り”となる建物にしたいのです。

もうひとつは、人口減少社会におけるこのまちの核となる施設にすることです。

この事業に先立ち、本市は、平成27年7月6日に奈良県と大和高田市とのまちづくりに関する包括協定を締結し、県との連携によるまちづくりを進める4つの地区を定めました。新庁舎建設地があるのは、このうちのひとつであるシビックコア周辺地区で、ここでは集積する行政機関を再整備することで、賑わいを生み出す地区に変えようとしています。

新庁舎の建設は、シビックコア周辺地区で実施する最初の事業です。そのため、今後の当地区におけるまちづくりの方向性を定めるものとなるので、大変重要な事業として位置づけています。また、私は、新庁舎が市民に開かれた場となり、用事の有無に関わらず市民が新庁舎に足しげく通い、ここに来ると明るく、元気になるといっていただきたい。そして、他市の市民から“こんな場所がわたしのまちにもあればいいのに”と、羨ましがられる庁舎とすることが、シビックコア周辺地区に賑わいを作り出すことに繋がると考えています。

関係各位におかれましては、上記の想いをご理解いただいた上で、これまで築き上げてこられた知見と英知を発揮していただければ幸いです。

平成30年5月

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務公募型プロポーザル募集要項

大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務の一括発注に係る公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定の公告に基づく参加表明書及び技術提案書の提出等については、関係法令等に定めるもののほか、この募集要項及び同時配布する資料（以下「本募集要項」という。）による。

【本公募型プロポーザルの目的】

大和高田市新庁舎の建設に当たり、高い品質の確保、工期の短縮やコスト削減の期待ができる設計・施工一括発注を導入することで、新庁舎建設事業のより一層の効率化を図ることとした。

受託候補者の選定に当たっては、「大和高田市新庁舎建設基本計画」（平成30年3月策定）の内容や本市の意向を十分に理解した上で、豊富な経験、独自の技術やノウハウを活用し、優れた技術提案を、公募型プロポーザルにより幅広く求め、受託候補者及び次点者として選定することを目的とする。

なお、本プロポーザルは、「大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務要求水準書」に基づく性能発注とする。

1. 公告日

平成30年5月1日（火）

2. 発注者

- | | | | |
|---------|--------|---|--------|
| (1) 発注者 | 大和高田市 | | |
| (2) 事務局 | 大和高田市 | 財務部 庁舎建設室 | |
| | 住 所 | 〒635-8511 | |
| | | 奈良県大和高田市大字大中100番地1 | |
| | 電 話 | (代表)0745-22-1101 | 内線：296 |
| | Eメール | chousha@city.yamatotakada.nara.jp | |
| | 窓口対応時間 | 土・日・祝日を除く、8時30分から17時15分まで
(12時から13時までを除く。) | |

3. 業務概要

(1) 業務名

大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務

(2) 業務場所

大和高田市大字大中98番4（旧奈良県高田総合庁舎跡地）

(3) 対象業務

業務の構成及び業務内容は、以下のとおり。

① 新庁舎建設に係る基本設計、実施設計及び関連業務（以下「設計業務」という。）

※設計業務には、外構工事の設計業務を含む。

② 新庁舎建設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工

事及び関連工事（以下「施工業務」という。）

※施工業務には、旧奈良県高田総合庁舎解体工事（以下「解体工事」という。）を含む。

③ 工事監理業務

上記設計業務、施工業務及び工事監理業務を総括して「本業務」という。

（４）履行期間

① 契約締結の日から平成３３年３月１９日（金）まで。ただし、特定された技術提案書に工期短縮に係る内容があった場合は、当該技術提案書に記載された履行期間とする。

② 事業者の責めによる履行期間の延長に係る交渉には、応じない。

（５）上限提案価格

① 本業務に係る業務費の上限提案価格は、下記のとおり。

５，０４９，０７４，８００円（消費税及び地方消費税を含む。）

建築確認（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条）、構造計算適合性判定（建築基準法第１８条）、大臣認定・性能評価（建築基準法第６８条の２６）、建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年第５３号））等の申請手数料は、①の上限提案価格に含む。

② ①の業務費上限提案価格のうち、解体工事に係る業務費の上限提案価格は、下記のとおり。

９７，７４０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

（６）その他

① 発注者は、本業務に係る発注者支援業務（コンストラクションマネジメント業務）を、第三者（以下「CMR」という。）に委託し、本業務を推進する。本業務に関し、発注者からの指示に基づいて、CMR から依頼等が行われた場合には、これを発注者によるものとして対応すること。

② 現地確認及び調査については、提出物の精度を上げるために現地確認を行うことは可能とする。ただし、現地確認を行う場合は、事前に以下連絡先に連絡し、日程の調整を行うこと。

4. 実施スケジュール及び選定に関する事項

(1) 実施スケジュール

事業スケジュールは、下表のとおり予定している。

・公募手続の開始	平成30年5月1日（火）
・質疑書の提出	平成30年5月1日（火）～5月11日（金）
・最終質疑回答	平成30年5月16日（水）
・参加表明書及び参加資格確認申請書の提出	平成30年5月17日（木）～5月31日（木）
・1次審査結果の通知	平成30年6月4日（月）
・技術提案書受付期間	平成30年6月5日（火）～8月3日（金）
・技術提案に関するプレゼン（公開） ・2次審査（非公開）	平成30年8月11日（土）
・受託候補者の選定 ・2次審査結果の通知	平成30年8月中旬
・設計・施工一括 仮契約の締結	平成30年8月下旬
・本契約の締結 （平成30年9月市議会で可決後）	平成30年9月中旬

参加表明書、参加資格確認申請書、技術提案書等の提出物は、土・日・祝日を除く、8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）に事務局に提出すること。

提案内容を確認するために、提案書受付期間以後、技術提案に関するプレゼンまでに個別連絡する場合がある。

スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知するとともに、市ホームページに掲載する。

(2) 受託候補者の選定

本業務の受託候補者及び次点者の選定に当たっては、中立かつ公正に事業者の選定が行われるよう、「大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査基準に基づき評価、選定する。

5. 参加資格

(1) 基本的要件

① 参加者の構成

参加者の構成は、次のいずれかの形態とする。

ア 単体企業

イ 共同企業体

a 設計企業（単体企業）と建設企業（単体企業）との共同企業体

b 設計企業（単体企業）と建設企業（共同企業体）との共同企業体

c 設計企業（共同企業体）と建設企業（単体企業）との共同企業体

d 設計企業（共同企業体）と建設企業（共同企業体）との共同企業体

② 参加者は、5（2）から（4）までを全て満たし、かつ、以下に示す設計企業、建設企業による共同企業体又は単体企業であること。

なお、設計企業及び建設企業を構成する全ての企業は、平成30年度大和高田市競争入札の参加資格の登録を受けていなければならない。ただし、登録を受けていない企業であっても、参加表明書の提出期限までに別途資料を提出して参加資格認定に係る申請を行い、認定された者は要件を満たしているものとして取り扱う。

ア 設計企業、建設企業について

- a 設計企業 設計業務、工事監理業務を担当する単体企業又は共同企業体
共同企業体の場合は、共同実施方式、分割実施方式、併用方式による。
- b 建設企業 施工業務を担当する単体企業又は共同企業体
共同企業体の場合、共同実施方式のみによる。

イ 共同企業体について

- a 共同実施方式 共同企業体の各構成員が業務全体について共同実施する方式
- b 分割実施方式 共同企業体の各構成員が設計業務又は工事監理業務内の業務ごとに、各構成員が分担した業務のみを実施する方式
- c 併用方式 共同企業体の各構成員が設計業務又は工事監理業務内の業務ごとに、共同実施又は分割実施することにより業務を行う方式

ウ 設計業務、工事監理業務の業務分野について

- a 建築分野 平成21年度国土交通省告示第15号 別添一 第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)に示す「設計の種類」における「総合」及び「昇降機等」
- b 構造分野 同「構造」
- c 電気設備分野 同「設備」のうち、「電気設備」
- d 機械設備分野 同「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」

- ③ 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
- ④ 共同企業体の代表者は、建設企業の代表構成員とする。
- ⑤ 設計企業が共同企業体の場合、構成員の数は4人以内とし、建築分野を担当する企業を代表構成員とする。建築分野を共同実施方式とする場合は、建築分野における出資比率が最大の企業とする。
- ⑥ 建設企業が共同企業体の場合、構成員の数は2人以上とし、最低出資比率は30%以上とする。代表構成員は、出資比率が最大の企業とする。
- ⑦ 共同企業体の代表者は、本業務全体をマネジメントする統括管理技術者を配置すること。統括管理技術者の権限の範囲は、設計・施工契約書による。
- ⑧ 参加手続は、共同企業体の代表者が行うこと。
- ⑨ 設計業務及び工事監理業務の再委託については、主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。
- ⑩ 参加者である共同企業体の構成員の変更は、認めない。
- ⑪ 参加者である共同企業体の構成員及び配置する技術者に求める業務実績に規定する同種施設及び類似施設は、以下のとおりとする。

ア 同種施設 平成21年国土交通省告示第15号の別添二 建築物の種類の「四業務施設」の第2類中「庁舎」とする。

イ 類似施設 平成21年国土交通省告示第15号の別添二 建築物の種類の「四

業務施設」の第2類中「銀行、本社ビル」とする。

(2) 参加者に共通の参加資格要件

参加者である単体企業又は共同企業体の各構成員は、次の要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 本プロポーザル手続開始の日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
- ③ 参加資格確認申請書の提出期限の日から受託候補者及び次点者選定の日までの期間に、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく入札参加資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。
- ④ 参加者である共同企業体の構成員のいずれもが他の参加者でなく、また、他の参加者である共同企業体の構成員でないこと。
- ⑤ 参加者である共同企業体の構成員のいずれかとの間に、以下に該当する関係がないこと。ただし、参加者である共同企業体の構成員のうち、以下に該当する者の全てがいずれの共同企業体の代表者でない場合を除く。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑥ 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 本業務に係る発注者支援業務の受託者（日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社。以下同じ。）

イ 次のいずれかに該当する、アの受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者

a アの受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

ｂ 建設業者の代表権を有する役員がアの受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- ⑦ 大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成１５年告示第２５号）に基づく、以下の要件のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等が暴力団員であるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 市発注業務の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 下請契約等に当たり、アからオまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていた場合において、市長が当該入札参加資格者に対して当該下請契約等の解除を求め、当該入札参加資格者がこれに従わなかったとき。

ク 市発注業務の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（３）設計企業の参加資格要件

参加者である設計企業は、次の要件を満たすものであること。

- ① 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成３０年度大和高田市競争入札の参加資格の登録を受けていなければならない。ただし、登録を受けていない企業であっても、参加表明書の提出期限までに別途資料を提出して参加資格認定に係る申請を行い、認定された者は要件を満たしているものとして取り扱う。
- ③ 設計企業の代表構成員（設計企業が単体企業の場合はその単体企業）は、平成２０年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積８，０００㎡以上の同種又は類似施設の設計実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率３０％以上を対象とする。）。
- ④ 下記に示す設計業務管理技術者及び各業務分野を担当する設計主任技術者（以下「配置予定設計技術者」という。）を配置できること。

ア 設計業務管理技術者

設計業務を統括管理するものとする。なお、建築設計主任技術者、工事監理業務管理技術者及び建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

ａ 建築士法第２条の規定による一級建築士（以下「一級建築士」という。）であること。

ｂ 平成２０年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積８，０００㎡以上の同

種又は類似施設の建築分野の設計に携わった実績があること（前職での経歴を含む。）。

- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 建築設計主任技術者

設計業務のうち、建築分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者及び建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築士であること。
- b 平成20年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の建築分野の設計に携わった実績があること（前職での経歴を含む。）。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ウ 構造設計主任技術者

設計業務のうち、構造分野を担当するものとする。なお、構造工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第10条の2の2の規定による構造設計一級建築士又は一級建築士であること。
- b 平成20年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の免震構造の設計に携わった実績があること（前職での経歴を含む。）。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 電気設備設計主任技術者

設計業務のうち、電気設備分野を担当するものとする。なお、電気設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第10条の2の2の規定による設備設計一級建築士（以下「設備設計一級建築士」という。）又は建築設備士であること。
- b 平成20年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の電気設備分野の設計に携わった実績があること（前職での経歴を含む。）。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

オ 機械設備設計主任技術者

設計業務のうち、機械設備分野を担当するものとする。なお、機械設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 設備設計一級建築士又は建築設備士であること。
- b 平成20年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の機械設備分野の設計に携わった実績があること（前職での経歴を含む。）。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

カ コスト管理主任技術者

コスト管理担当として本業務のコスト管理を行うものとする。

- a コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 平成20年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積3,000㎡以上の公共施設の積算業務に携わった実績があること。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

キ 工事監理業務管理技術者

工事監理業務管理技術者は工事監理業務を統括管理するものとする。なお、設計業務管理技術者、建築設計主任技術者及び建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築士であること。
- b 平成20年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の建築分野の工事監理に携わった実績があること（前職での経歴を含む。）。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ク 建築工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、建築分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者、建築設計主任技術者及び工事監理業務管理技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築士であること。
- b 平成20年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の建築分野の工事監理に携わった実績があること（前職での経歴を含む。）。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ケ 構造工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、構造分野を担当するものとする。なお、構造設計主任技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築士であること。
- b 平成20年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の構造分野の工事監理に携わった実績があること（前職での経歴を含む。）。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

コ 電気設備工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、電気設備分野を担当するものとする。なお、電気設備設計主任技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築士又は建築設備士であること。
- b 平成20年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の電気設備分野の工事監理に携わった実績があること（前職で

の経歴を含む。)

- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

サ 機械設備工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、機械設備分野を担当するものとする。なお、機械設備設計主任技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築士又は建築設備士であること。
- b 平成20年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の機械設備分野の工事監理に携わった実績があること（前職での経歴を含む。)
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- ⑤ 配置予定設計技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- ⑥ 主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。また、構造分野、電気設備分野、機械設備分野において、再委託先を含む主任技術者が所属する事務所（以下「協力事務所」という。）が、他の参加者の協力事務所となっていないこと。

(4) 建設企業の参加資格要件

参加者である建設企業は、次の要件を満たすものであること。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に規定する建築工事業に該当する許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
- ② 平成30年度大和高田市競争入札参加資格者名簿に登録（大和高田市入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと）されており、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評点が900点以上であること。ただし、登録を受けていない企業であっても、参加表明書の提出期限までに別途資料を提出して参加資格認定に係る申請を行い、認定された者は要件を満たしているものとして取り扱う。
- ③ 建設企業の代表構成員（建設企業が単体企業の場合は、その単体企業）は、平成20年度以降に完成及び引渡しが完了し、延べ面積8,000㎡以上の同種又は類似施設の免震構造の施工実績があること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率30%以上を対象とする。)
- ④ 下記に示す統括管理技術者及び各業務分野を担当する施工主任技術者（以下「配置予定施工技術者」という。）を配置できること。

ア 統括管理技術者

本業務全体をマネジメントするものとする。なお、監理技術者と兼務できるものとする。

- a 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級建築施工管理技士（以下「一級建築施工管理技士」という。）又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 平成20年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積5,000㎡以上の同

種又は類似施設の免震構造の施工に携わった実績があること。

- c 建設企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 監理技術者

本業務における施工の監理技術者とする。なお、統括管理技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。
- c 平成20年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の免震構造の施工に携わった実績があること。
- d 建設企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ウ 施工計画主任技術者

施工計画担当として本業務の施工計画を行うものとする。

- a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 平成20年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の施工に携わった実績があること。
- c 建設企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ コスト管理主任技術者

コスト管理担当として本業務のコスト管理を行うものとする。

- a コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 平成20年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積3,000㎡以上の公共施設の積算業務に携わった実績があること。
- c 建設企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- ⑤ 配置予定施工技術者は、本業務の完成・引渡しまでの間、病気・死亡・退職等の特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

6. 参加資格確認申請書、設計受賞実績の提出について

- (1) 参加者は、本プロポーザルに参加することを表明し、参加資格を有することを証明するため、次に従い、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し、発注者から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、下記①の提出期間に参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格確認の結果、参加資格が無いと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

- ① 提出期限 平成30年5月31日（木）17時15分まで
- ② 提出場所 事務局
- ③ 提出方法 提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により必着すること。なお、電送によるものは受け付けない。

郵送、託送による場合は、封筒に「大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務公募型プロポーザル参加資格確認申請書在中」と朱書きにより明記すること。

④ 提出部数 正 1 部（写し 3 部）

（２）提出書類

提出書類については、提出期限を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は認めない。

① 参加表明書及び参加資格確認申請書等

ア 参加表明書（様式 1－1）

イ 参加資格確認申請書（様式 1－2）

ウ 構成員一覧表（様式 1－3）

エ 秘密保持に関する誓約書（様式 1－4）

設計企業及び建設企業は、平成 30 年度大和高田市競争入札の参加資格の登録を受けていなければならない。ただし、登録を受けていない企業であっても、参加表明書の提出期限までに事務局に別途資料を提出して参加資格認定に係る申請を行い、認定された者は要件を満たしているものとして取り扱う。

② 建築士事務所登録の写し及び建築一式工事の特定建設業の許可証の写し

ア 設計企業を構成する全企業の建築士事務所登録の写し

イ 建設企業を構成する全企業の建築一式工事の特定建設業の許可証の写し

③ 企業の実績

ア 5（3）③に示す設計企業の同種又は同類施設の設計実績（様式 2－1）

イ 5（4）③に示す建設企業の同種施設の施工実績（様式 2－2）

※ 1．企業の実績は、設計企業、建設企業それぞれ 3 実績のみとする。

※ 2．企業の実績として記載した業務又は工事の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料（契約書の写し及び平面図等の写し）を提出すること。当該業務又は工事が、一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）又は一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録されている場合は、記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。ただし、この場合においても、記載した業務又は工事の内容が確認できる平面図等の写しは提出すること。

④ 配置予定技術者の資格及び実績

ア 5（3）④に示す配置予定設計技術者の資格及び実績（様式 3－1）

設計業務管理技術者、建築設計主任技術者、構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者、コスト管理主任技術者、工事監理業務管理技術者、建築工事監理主任技術者、構造工事監理主任技術者、電気設備工事監理主任技術者、機械設備工事監理主任技術者分を提出すること。

イ 5（4）④に示す配置予定施工技術者の資格及び実績（様式 3－2）

統括管理技術者、監理技術者、施工計画主任技術者、コスト管理主任技術者分を提出すること。

※ 1．同種施設又は類似施設の実績は、配置予定技術者ごとに 1 実績のみとする。

※ 2．複数の配置予定技術者の実績が同一の場合も、配置予定技術者ごとに提出すること。

※ 3．同種施設又は類似施設の実績として記載した業務又は工事の内容が、当該要件

を満たすことを確認できる資料（契約書の写し及び平面図等の写し、配置予定技術者の従事状況の証明書類）を提出すること。当該業務又は工事が、一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）又は一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録されている場合は、記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写し及び配置予定技術者の従事状況の証明書類を提出する必要はない。ただし、この場合においても、記載した業務又は工事の内容が確認できる平面図等の写しは提出すること。

⑤ 設計受賞実績（様式4）

平成10年度以降に、設計業務管理技術者又は建築設計主任技術者に以下の受賞歴（住宅を除く。）がある場合は、様式4及びその受賞を証明する書類の写しを提出すること。

ア 日本建築学会賞（作品）

イ JIA 日本建築賞

ウ 公共建築賞（特別賞、優秀賞を除く。）

エ BCS 賞

※設計受賞実績は、1実績のみとする。

（3）作成要領

① 使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

② 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

③ 参加表明書（様式1-1）を1頁とし、番号を付するとともに全頁数を表示すること。

（頁の例：1／〇～〇〇／〇〇）

④ 重複して参加表明書等を提出しないこと。

（4）参加資格の確認は、（1）①の提出の日を基準日として4日以内に行い、その結果は、基準日より5日以内に書面により通知する。

（5）参加表明書、参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

7. 本募集要項に対する質疑

（1）本募集要項に対する質疑がある場合は、次のとおり配布の様式により提出すること。

① 提出期限 平成30年5月11日（金）17時15分まで

② 提出方法 質疑書（様式5）に記載の上、事務局Eメールアドレスにマイクロソフト社製のエクセル形式で送信すること。

電子メールの件名は、「【単体企業名・共同企業体名】大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務（質疑書）」とすること。

また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

（2）質疑に対する回答

① 回答期限 平成30年5月16日（水）

② 回答方法 市ホームページに掲載する。

(3) 質疑書及び回答書は、選定委員会に報告する。

8. 1次審査

(1) 1次審査について

提出された参加表明書等に基づいて、事務局で全ての参加資格審査を実施した上で、資格適合者に対する客観評価による1次審査を実施する。1次審査では、客観評価点の合計が上位3位までの者（以下「1次選定者」という。）を選定する。

(2) 1次審査結果の発表

選定結果は、参加表明書を提出した者に対して電子メールにて通知するとともに、1次選定者に対して技術提案書提出要請書を発送する。

(3) その他

- ① 1次審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。
- ② 提出書類は、1次審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することができる。また、提出された参加表明書、参加資格確認申請書等は返却しない。

9. 技術提案書の提出について

(1) 1次選定者は、技術提案書を提出することができる。

(2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- ① 提出期限 平成30年8月3日（金）17時15分まで
- ② 提出場所 事務局
- ③ 提出方法 提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により必着すること。なお、電送によるものは受け付けない。

郵送、託送による場合は、封筒に「大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務公募型プロポーザル技術提案書在中」と朱書きにより明記すること。

- ④ 提出部数 技術提案書10部。同内容の電子ファイル1部（CD-R等の記録用メディア媒体。必ずウイルス対策を実施すること。）

(3) 技術提案書の提出を辞退する場合は、平成30年6月18日（月）までに、事務局へ辞退を届け出ること。また、提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

(4) 技術提案書は、「10. 技術提案書作成要領」に従い作成すること。なお、提出期間を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は認めない。

(5) その他

- ① 技術提案については、その後の設計業務、施工業務及び工事監理業務において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権などの排他的権利を有する提案については、この限りでない。
- ② 事務局が参加者に対して貸与した図書（記録用メディア媒体を含む。）がある場合は、技術提案書の提出期限までに返却すること。

10. 技術提案書作成要領

技術提案書については、業務費上限提案価格内で要求水準書内容を満たす施設計画を実現できる提案を行うこと。

10.1 技術提案書

技術提案書は、以下のとおり。

10.1.1 業務計画提案

- | | | | |
|-----------------|------|-------|----------------|
| (1) 業務の実施体制提案書 | ………… | 様式6-1 | (A3片面・横使い1枚以内) |
| (2) 設計業務実施方針提案書 | ………… | 様式6-2 | (A3片面・横使い1枚以内) |
| (3) 業務工程計画提案書 | ………… | 様式6-3 | (A3片面・横使い1枚以内) |

10.1.2 施設計画提案

A. 施設全体計画提案

- | | | | |
|---------------|------|-------|----------------|
| (1) 建築計画提案書 | ………… | 様式6-4 | (A3片面・横使い1枚以内) |
| (2) 構造計画提案書 | ………… | 様式6-5 | (A3片面・横使い1枚以内) |
| (3) 電気設備計画提案書 | ………… | 様式6-6 | (A3片面・横使い1枚以内) |
| (4) 機械設備計画提案書 | ………… | 様式6-7 | (A3片面・横使い1枚以内) |

B. 各機能計画提案

- | | | | |
|-----------------------------|------|-------|----------------|
| (1) 将来の変化への柔軟性の確保を実現するための機能 | ………… | 様式6-8 | (A3片面・横使い1枚以内) |
| (2) 非常時の業務継続性の確保を実現するための機能 | ………… | 様式6-9 | (A3片面・横使い1枚以内) |

10.1.3 施工計画提案

- | | | | |
|---------------|------|--------|----------------|
| (1) 施工品質管理提案書 | ………… | 様式6-10 | (A3片面・横使い1枚以内) |
| (2) 総合施工計画提案書 | ………… | 様式6-11 | (A3片面・横使い1枚以内) |

10.1.4 価格提案書

- | | | | |
|-------------|------|--------|----------------|
| (1) 価格提案書 | ………… | 様式6-12 | (A4片面・縦使い1枚以内) |
| (2) 価格提案内訳書 | ………… | 様式6-13 | (A4片面・縦使い1枚以内) |

10.1.5 地域貢献提案書

10.1.6 提案書／参考設計図

- | | | | |
|-----------------|------|-------|---------------------------------|
| (1) 計画概要書 | ………… | 様式7-1 | (A3片面・横使い1枚以内) |
| (2) 配置図兼1階平面図 | ………… | 様式7-2 | (1/400、A3片面・横使い1枚以内) |
| (3) 各階平面図 | ………… | 様式7-3 | (1/400、A3片面・横使い各階でそれぞれ1枚にまとめる。) |
| (4) 断面図 | ………… | 様式7-4 | (1/300、A3片面・横使い2面、2枚以内) |
| (5) 立面図 | ………… | 様式7-5 | (1/300、A3片面・横使い4面、4枚以内) |
| (6) 外部仕上表・内部仕上表 | ………… | 様式7-6 | (A3片面・横使い適宜) |
| (7) 外観イメージパース | ………… | 様式7-7 | (1枚1イメージ、A3片面・横使い2枚以内) |
| (8) 内観イメージパース | ………… | 様式7-8 | (1枚1イメージ、A3片面・横使い4枚以内) |

10.1.7 自由提案書

- | | | |
|------|-------|----------------|
| ………… | 様式8-1 | (A3片面・横使い1枚以内) |
|------|-------|----------------|

10.2 技術提案書の作成

技術提案書は、以下の指示のとおりを作成すること。

10.2.1 業務計画提案

- (1) 業務の実施体制提案書 …… 様式6-1 (A3片面・横使い1枚以内)

以下の項目について具体的に提案すること。

- ① 本業務の実施方針
- ② 基本設計から施工までを含めた業務の実施体制及び意思決定者や設計、施工の役割分担など
- ③ 別途発注するオフィス環境整備業務及び庁舎附帯施設整備業務との情報共有、内容確認など

- (2) 設計業務実施方針提案書 …… 様式6-2 (A3片面・横使い1枚以内)

以下の項目について具体的に提案すること。

- ① 具体的な設計業務の進め方
- ② 要求水準を満たす設計品質確保に向けた事業者としてのチェック確認方法
- ③ 要求水準を満たす設計品質確保を発注者と確認する方法
- ④ 市民説明の頻度や市民の意見に対する技術的見解の提示など、市民や発注者との設計業務の進め方

- (3) 業務工程計画提案書 …… 様式6-3 (A3片面・横使い1枚以内)

以下の項目について具体的に提案すること。

- ① 業務工程計画
 - ア 設計・施工の全事業スケジュールを提示すること。
 - イ 主要マイルストーンを記載すること。
 - ウ 市民説明、発注者による設計内容の確認・意思決定時期等を記載すること。
- ② 業務工程管理計画
業務期間を確実に遵守するための設計・施工の工程管理手法について記載すること。

10.2.2 施設計画提案

A. 施設全体計画提案

- (1) 建築計画提案書 …… 様式6-4 (A3片面・横使い1枚以内)

配置図・平面図・断面図・立面図等を利用し、以下について分かりやすい説明・提案を行うこと。

- ① 各機能の配置計画及び動線計画
- ② 景観・外装計画及び内装計画
- ③ 維持管理計画・ライフサイクルコストの縮減策

- (2) 構造計画提案書 …… 様式6-5 (A3片面・横使い1枚以内)

以下について提案すること。

- ① 構造計画概要及び仕様
- ② 略伏図・略軸組図及び仮定断面

- (3) 電気設備計画提案書 …… 様式6-6 (A3片面・横使い1枚以内)

以下について提案すること。

- ① 電気設備計画概要及び仕様
- ② 電気設備機器による騒音・振動対策

③ 維持管理計画・ライフサイクルコストの縮減策

(4) 機械設備計画提案書 …………… 様式 6-7 (A3 片面・横使い 1 枚以内)

以下について提案すること。

① 機械設備計画概要及び仕様

② 機械設備機器による騒音・振動対策

③ 維持管理計画・ライフサイクルコストの縮減策

B. 各機能計画提案

(1) 将来の変化への柔軟性の確保を実現するための機能

…………… 様式 6-8 (A3 片面・横使い 1 枚以内)

(2) 非常時の業務継続性の確保を実現するための機能

…………… 様式 6-9 (A3 片面・横使い 1 枚以内)

10.2.3 施工計画提案

(1) 施工品質管理提案書 …………… 様式 6-10 (A3 片面・横使い 1 枚以内)

以下について、具体的な説明・提案を行うこと。

施工品質を確保するための重点ポイント、方策及び管理手法

(2) 総合施工計画提案書 …………… 様式 6-11 (A3 片面・横使い 1 枚以内)

以下について、具体的な説明・提案を行うこと。

近隣及び周辺環境に配慮した総合施工計画等

10.2.4 価格提案

(1) 価格提案書 …………… 様式 6-12 (A4 片面・縦使い 1 枚以内)

(2) 価格提案内訳書 …………… 様式 6-13 (A4 片面・縦使い 1 枚以内)

価格提案書、価格提案内訳書作成の留意事項

① 価格調整などの一括値引き（出精値引き）はしないこと。

② 要求水準書の内容を承知した上で、本業務を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上当然必要とされる内容を想定し、内訳書に反映すること。

③ 技術提案内容については、全て見積に反映させること。

10.2.5 地域貢献提案 …………… 様式 6-14 (A3 片面・横使い 1 枚以内)

以下について提案すること。

(1) 大和高田市内の建設事業者の活用方法

大和高田市内企業への下請工事の発注など、大和高田市内建設事業者の積極的活用の具体策及び履行確認方法について提案すること。また、その直接的な経済効果を数値化できるものは、可能な限り数値化して記述すること。

※大和高田市内建設事業者とは、大和高田市内に本店を有する建設業法における建設業許可業者をいう（許可工種は問わない。）。

(2) 大和高田市内での建設資材の購入計画

大和高田市内企業等からの建設資材の購入計画の具体策について提案すること。また、その直接的な経済効果を数値化できるものは、可能な限り数値化して記述すること。

※大和高田市内企業等とは、大和高田市内に本店、支店及び営業所を有する企業をいう。

(3) 大和高田市内の建設事業者以外の業種の活用方法

上記（１）、（２）以外の大和高田市内企業等の活用について具体策を提案すること。
また、その直接的な経済効果を数値化できるものは、可能な限り数値化して記述すること。

※大和高田市内企業等とは、大和高田市内に本店、支店及び営業所を有する企業をいう。

10.2.6 提案書資料／参考設計図

- （１）計画概要書 …………… 様式7-1（A3片面・横使い1枚以内）

指定書式にて提出すること。

- （２）配置図兼1階平面図 …………… 様式7-2（A3片面・横使い1枚以内）

縮尺は1／400とする。各機能をモデルプラン（要求水準書、VI 関連資料【資料B3】を参照すること。）の凡例のとおり色分けし、ゾーニングが分かるものとする。着色の濃淡は指定しない。

- （３）各階平面図 …………… 様式7-3（A3片面・横使い各階1枚以内）

縮尺は1／400とする。各機能を10.2.6（２）に記載のとおり色分けし、ゾーニングが分かるものとする。

- （４）断面図（2面） …………… 様式7-4（A3片面・横使い2枚以内）

縮尺は1／300とする。各機能を10.2.6（２）に記載のとおり色分けし、ゾーニングが分かるものとする。

- （５）立面図 …………… 様式7-5（A3片面・横使い4枚以内）

縮尺は1／300とする。外装イメージや素材感が分かるよう着色等、適宜表現すること。

- （６）外部仕上表・内部仕上表 …………… 様式7-6（A3片面・横使い適宜）

指定書式にて提出すること。

- （７）外観イメージパース …………… 様式7-7（A3片面・横使い2枚以内）

市役所通り（大和高田当麻線）側目線1面と鳥瞰1面を含む2面までとする。カラーとする。

- （８）内観イメージパース …………… 様式7-8（A3片面・横使い4枚以内）

エントランス・総合案内、多目的スペース、議場とする。カラーとする。

10.2.7 自由提案書 …………… 様式8-1（A3片面・横使い1枚以内）

上限提案価格の範囲内で自由に提案を行うこと。例えば、以下の提案内容を参照する。

- （１）要求水準書の内容以外に大和高田市新庁舎として備えるべき機能について
（２）大和高田市新庁舎において誇れるものについて

10.3 技術提案書の作成における留意事項

- （１）技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述すること。文字の大きさは、10.5ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）とする。
- （２）各様式については、様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し、作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。
- （３）技術提案については、審査を公平に行うため参加者が特定できるような表現は避けること。

11. 2次審査

(1) 公開プレゼンテーションについて

- ① プレゼンテーションは、一般公開する。
- ② 参加者による施設計画提案及び参考設計図の説明（パワーポイント）と模型（1／300）の提示による30分のプレゼンテーション及び20分程度の質疑応答を行う。
- ③ パワーポイントによるプレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現した静止画又は動画とする。なお、審査を公平に行うため参加者が特定できるような表現は避けること。
- ④ 模型は、発注者が用意している建設予定地周辺の白模型（1／300）に配置すること。
- ⑤ 公開プレゼンテーションに参加できる者は、統括管理技術者と設計業務管理技術者を含め5名までとする。
- ⑥ 公開プレゼンテーションは、平成30年8月11日（土）を予定している。詳しい時間・会場については、参加者に別途連絡する。

(2) 2次審査の方法

- ① 公開プレゼンテーション終了後に、非公開で選定委員会による2次審査を行う。
- ② 2次審査は、技術提案書、公開プレゼンテーション結果を参考に、選定委員会が審査基準に基づき中立かつ公正に審査・評価し、総合評価点が最も高い1次選定者を受託候補者に選定する。当該選定者に次ぐ1次選定者を次点者とする。ただし、2次審査において100点を下回る技術提案書の1次選定者を、受託候補者及び次点者には選定しない。
- ③ 総合評価点が同点の場合、技術提案書における「様式6－4 建築計画提案書」の評価点が高い者を上位とすることとし、さらに同点の場合は、「様式8－1 自由提案」の評価点が高い者を上位とする。

12. 審査基準

12.1 1次審査基準

審査項目及び配点

審査項目	配点
1. 企業体の技術力	
(1) 配置予定技術者の同種又は類似施設の実績	90.0
【設計企業】	
① 設計業務管理技術者	10.0
② 建築設計主任技術者	5.0
③ 構造設計主任技術者	5.0
④ 電気設備設計主任技術者	5.0
⑤ 機械設備設計主任技術者	5.0
⑥ コスト管理主任技術者	5.0
⑦ 工事監理業務管理技術者	5.0
⑧ 建築工事監理主任技術者	10.0
⑨ 構造工事監理主任技術者	5.0
⑩ 電気設備工事監理主任技術者	5.0
⑪ 機械設備工事監理主任技術者	5.0
【建設企業】	
① 統括管理技術者	10.0
② 監理技術者	5.0
③ 施工計画主任技術者	5.0
④ コスト管理主任技術者	5.0
(2) 設計受賞歴	10.0
1次審査 合計	100.0

12.2 2次審査基準

審査項目及び配点

評価項目	配点
1. 業務計画提案	30.0
(1) 業務の実施体制提案書 ① 本業務の実施方針 ② 基本設計から施工までを含めた業務の実施体制及び意思決定者や設計、施工の役割分担など ③ 別途発注するオフィス環境整備業務及び庁舎附帯施設整備業務との情報共有、内容確認など	10.0
(2) 設計業務の実施方針提案書 ① 具体的な設計業務の進め方 ② 要求水準を満たす設計品質確保に向けた企業体としてのチェック確認方法 ③ 要求水準を満たす設計品質確保を発注者と確認する方法 ④ 市民説明の頻度や市民の意見に対する技術的見解の提示など、市民や発注者との設計業務の進め方	10.0
(3) 業務工程計画提案書 ① 業務工程計画 ア 設計・施工の全事業スケジュール イ 主要マイルストーン ウ 市民説明、発注者による設計内容の確認・意思決定時期等 ② 業務工程管理計画 業務期間を確実に遵守するための設計・施工の工程管理手法	10.0

2. 施設計画提案	100.0
2.1 施設全体計画提案	80.0
(1) 建築計画提案書 ① 各機能の配置計画及び動線計画 ② 景観・外装計画及び内装計画 ③ 維持管理計画・ライフサイクルコストの縮減策	50.0
(2) 構造計画提案書 ① 構造計画概要及び仕様 ② 略伏図・略軸組図及び仮定断面	10.0
(3) 電気設備計画提案書 ① 電気設備計画概要及び仕様 ② 電気設備機器による騒音・振動対策 ③ 維持管理計画・ライフサイクルコストの縮減	10.0
(4) 機械設備計画提案書 ① 機械設備計画概要及び仕様 ② 機械設備機器による騒音・振動対策 ③ 維持管理計画・ライフサイクルコストの縮減	10.0
2.2 各機能計画	20.0
(1) 将来の変化への柔軟性の確保を実現するための機能 ① 柔軟性・経済性 ② 省エネルギー・省資源 ③ 周辺環境・景観配慮	10.0
(2) 非常時の業務継続性の確保を実現するための機能 ① 防災拠点としての機能 ② 危機管理対応 ③ セキュリティ対策	10.0
3. 施工計画提案	20.0
(1) 施工品質管理提案書 施工品質を確保するための重点ポイント、方策及び管理手法	10.0
(2) 総合施工計画提案書 近隣及び周辺環境に配慮した総合施工計画等	10.0

4. 価格提案	20.0
5. 地域貢献提案	10.0
(1) 地域貢献 ① 大和高田市内の建設事業者の活用 ② 大和高田市内の建設資材の購入計画 ③ 大和高田市内の建設事業者以外の業種の活用方法	10.0
6. 自由提案	20.0
2次審査 合 計	200.0

12.3 審査方法

(1) 1次審査（企業体の技術力審査）について

審査項目ごとに、以下審査基準に基づき審査し、加点を行う。

加点は、審査項目ごとに以下に示す審査を行い、当該項目の評価ランクに応じた得点を与える。

審査項目	審査 ランク	審査内容	係数
(1) 配置予定技術者の実績	A	同種施設	1.00
	B	類似施設	0.75
(2) 設計受賞歴	A	有	1.00
	B	無	0.00

(2) 2次審査の「1.業務計画提案」、「2.施設計画提案」、「3.施工計画提案」、「5.地域貢献提案」の審査について

審査項目ごとに、以下審査基準に基づき審査し、加点を行う。

加点は、審査項目ごとに妥当性・具体性・実現性の審査を行い、当該審査項目の配点に対応する係数を乗じて算出する。

審査 ランク	審査内容	係数
A	特に優れた提案となっている。	1.00
B	優れた提案となっている。	0.75
C	要求水準を満たす提案となっている。	0.50
D	要求水準を満たしているが改善が必要な提案となっている。	0.25
E	要求水準を満たしていない提案となっている。	0.00

(3) 2次審査の「4.価格提案書」について

提案価格について、下記計算式により算出した点数を価格点とする。

価格点＝配点×（全参加者の最低価格／当該参加者の提案価格）

※少数第1位（第2位を四捨五入）とする。

1 2. 4 2次審査結果の発表

審査の結果は、書面により通知するとともに、審査結果及び受託候補者の提案概要（外観イメージパース、内観イメージパースの一部等）を市ホームページで公表する。

1 3. 契約に関する基本的な考え方

1 3. 1 契約内容についての協議

発注者は、提案内容に基づき、受託候補者と契約内容についての協議を行い、当該協議の内容に基づき、受託候補者と契約を締結するものとする。

なお、受託候補者は、選定後、速やかに提案価格と同額の見積書（科目別内訳書相当）を提出すること。

1 3. 2 契約書の作成

契約書は、受託候補者が発注者と協議の上、受託候補者が作成する。

1 3. 3 仮契約及び契約の締結

発注者は、受託候補者と協議を整え、平成30年8月中旬に仮契約の締結を予定している。なお、仮契約は、市議会における契約の議決を経て本契約となる。市議会への議案提案は、平成30年9月定例会を予定している。

1 3. 4 次点者との協議

発注者は、受託候補者との契約内容に関する協議が不調となり受託候補者との契約締結が不可能と判断した場合は、市は次点者と契約内容に関する協議を開始することができるものとし、当該協議の内容に基づき、次点者と契約を締結するものとする。

1 3. 5 契約保証金

契約保証金は、納付すること。有価証券等の提供又は金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の10とする。

1 3. 6 募集及び契約締結に伴う費用負担

参加にかかる費用及び契約締結にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

1 3. 7 支払条件

本業務は、平成30年度から平成32年度までの継続業務とし、支払いは、原則、各業務終了後に支払うものとする。

なお、施工業務（解体工事を除く。）についてのみ、前金払いを認めるものとし、その上限額は当該施工業務の40%とする。

また、業務契約に係る費用（前払金及び部分払金を含む。）の支払い条件は、受託候補者から提出される業務工程計画を発注者と本業務の受託者に特定された者（以下「受託者」という。）にて確認・協議の上、決定する。

1 3. 8 技術提案が達成されなかったときの取扱い

- (1) 受託者の技術提案に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があった場合には、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づき入札参加資格停止を行う。
- (2) 技術提案が達成されなかったときは、受託者の不可抗力により達成されない場合を除き、受託者は、発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、発注者と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を履行することを認める場合もある。

【違約金相当額の計算方法】

違約金相当額（税抜き）

＝契約金額（税抜き）×（1－履行できない提案を控除した場合の評価点／契約時の評価点）

※計算過程は小数点以下第4位未満を切り捨てとし、違約金相当額は1円未満を切り捨てる。

1 4. 監理技術者の専任

契約締結後に、監理技術者の専任違反の事実が確認された場合、受託者の責めにより工事請負契約を解除することがある。なお、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

1 5. 技術提案の責任の所在

受託候補者は、提出した技術提案に基づき、本業務を行わなければならない。

1 6. 提出資料の取扱い

- (1) 参加資格確認申請書、技術提案書の無効等

- ① 虚偽の内容が記載されている参加資格確認申請書、技術提案書は無効とし、提出要請者としての通知及び受託候補者の選定についてはこれを取り消すとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。
- ② 参加資格確認申請書、技術提案書が次の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
- ア 所定の様式に示す条件に適合しないもの
 - イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - カ 他者の提案を盗用したもの

- (2) 本手続のために提出された資料は返却しない。

- (3) 本手続のために提出された資料は、本手続以外に参加者に無断で使用しないが、提出された技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため、参加者に確認の上、参加者の権利、利益等を損なうおそれのある部分を除き、公表することがある。このほかの提出資料の非公表を希望する者は、非公表を希望する書類名を参加表明書に記載すること。

- (4) 本手続のために提出された資料は、本手続に係る作業に必要な範囲内において複製を作成することがある。
- (5) 本手続及び本業務に関して参加者が作成し、又は提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利等（以下「特許権等」という。）を侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。参加者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、参加者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

17. その他

- (1) 本手続及び本業務において使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法に定めるものとする。
- (2) 現地説明会は行わない。
- (3) 本手続及び本業務において作成される資料、成果物、その他の情報の全ては、本業務の目的の範囲内において CMR に提供することがある。